

長野市結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯の婚姻に伴う住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しに要する費用を補助します。

▶交付対象者の要件 以下の全てに該当する夫婦が対象です

- 1 ☐ 婚姻日が令和7年1月1日～令和8年1月31日の夫婦
- 2 ☐ 婚姻日の夫婦双方の年齢が39歳以下（誕生日の前日に年齢が加算されます）
- 3 ☐ 夫婦双方の住民票が長野市内の対象住宅であること（※資格認定申請時を除く）
- 4 ☐ 令和6年中の夫婦の所得合計が500万円未満
（奨学金の返還を行っていた場合は、令和6年中の返還額を控除します）
- 5 ☐ 同種と認める他の補助金及び再婚等による同補助金の交付を受けていないこと
（長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金の申請者及び申請検討者は必ず事前にご相談ください）
- 6 ☐ 夫婦双方が市税の滞納をしていないこと
- 7 ☐ 夫婦双方が暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 8 ☐ 本事業に係るアンケート等に協力すること
- 9 ☐ 交付申請日から概ね2年以上、長野市に居住する意があること



資格認定については、P.1下部「申請の種類」をご確認ください。

▶資格認定者の要件 以下の①又は②に該当する夫婦が対象です

- ① ☐ 「交付対象者の要件」の全てに該当する夫婦
- ② ☐ 「交付対象者の要件」（3を除く。）に該当し、以下のいずれにも該当する夫婦
 - ・夫婦の双方又は一方の住民票が長野市内（同居していなくても可）
 - ・本申請の日までに「交付対象者の要件」の3に該当すること。

▶補助額（交付限度額）

婚姻日の夫婦双方の年齢が39歳以下の夫婦 上限30万円
 29歳以下の夫婦 上限60万円
 ※誕生日の前日に年齢が加算されます。

▶申請の種類

令和7年1月1日～令和8年1月31日までの間に婚姻した夫婦

■本申請（交付申請）

令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に支払った対象経費を申請するもの
 上記の「交付対象者の要件」に該当する夫婦が対象です。

申請受付期間：令和7年7月1日(火)～令和8年1月31日(土) ※窓口受付は30日(金)まで

■申請回数の上限 本申請は年度あたり2回までです。

■継続交付申請

本申請による交付額が交付限度額に達しなかった場合、年度内及び翌年度に再度本申請をすることができます。

翌年度に本申請を行う場合の申請受付期間、対象経費は以下のとおりです。

申請受付期間：令和8年7月1日(水)～令和9年1月31日(日) ※窓口受付は29日(金)まで

対象経費：令和8年4月1日～令和9年1月31日までの間に支払った費用

※資格認定者の場合は、認定年度の翌年度のみ本申請が可能です。

※申請の流れの詳細…P.2

※申請に必要な書類…P.3

■資格認定申請

令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に支払う経費がなく、
 令和8年4月1日から令和9年1月31日の間に本申請をする場合に必要な申請
 上記の「資格認定者の要件」に該当する夫婦が対象です。

申請受付期間：令和7年7月1日(火)～令和8年3月31日(火)

▶対象となる費用

令和7年4月1日～令和8年1月31日までの間に支払った以下の費用

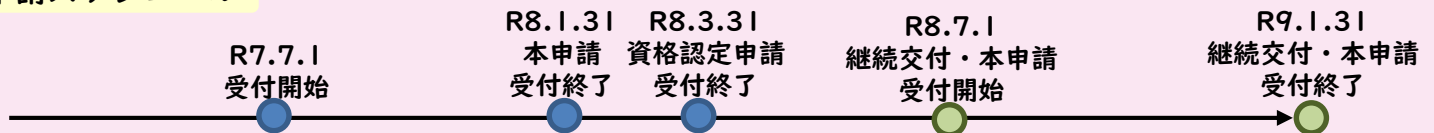
区分		対象経費
住居費用	取得 購入	<u>住宅の建築又は購入費用</u> ※婚姻日の1年前から交付申請日の間に契約したもの ※仲介手数料、土地購入費を除く
	賃借	<u>敷金、礼金、仲介手数料、初回保証委託料、賃料、共益費</u> （上記以外の費用は全て対象外です。） ※原則、婚姻かつ同居後の費用が対象です。ただし、婚姻を前提とする同居と認められる場合は、婚姻・同居前の費用も対象になる可能性があります。 ※婚姻を前提とした同居と認める基準は、以下のとおりです。 ・賃貸借契約日が婚姻日から1年以内 ・賃貸借契約書の同居人欄等で同居が確認できる
引っ越し費用		<u>家財等の運搬費用</u> ※婚姻日の1年前から交付申請日の間に契約したもの ※事業者と契約したものに限ります。自身、知人等による引っ越し費用、レンタカー代等は対象外です。 ※原則、旧居から新居間の費用のみ対象です。ただし、実家からの運搬費用については、対象になる可能性があります。
リフォーム費用		<u>住宅の修繕、改築、増築、設備更新等の費用</u> ※婚姻日の1年前から交付申請日の間に契約したもの ※倉庫、車庫、門、フェンス等の外構・住居外に係る費用は対象外です。 ※家電製品と認められるものに係る費用は対象外です。 ※事業者と契約したものに限ります。自身、知人によるリフォーム・材料費は対象外です。

※申請する経費に対し、就業先から住宅手当の支給がある場合は、対象経費から住宅手当額を控除します。
 ※対象経費に1,000円未満の端数がある場合は、切捨てます。

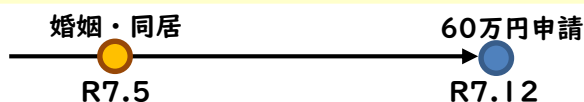


▶申請の流れ（パターン別・例）

■申請スケジュール

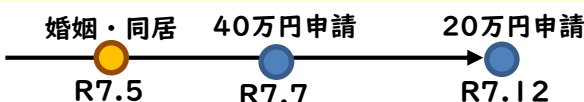


①令和7年度内で上限額に達する場合（本申請1回・上限額60万円）



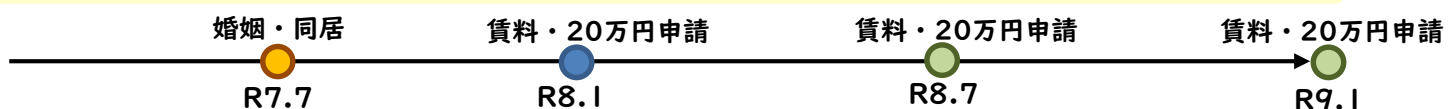
令和7年度中の各申請期限までに本申請又は資格認定申請が無い場合、令和8年度は申請できません。

②令和7年度内で上限額に達する場合（本申請2回・上限額60万円）

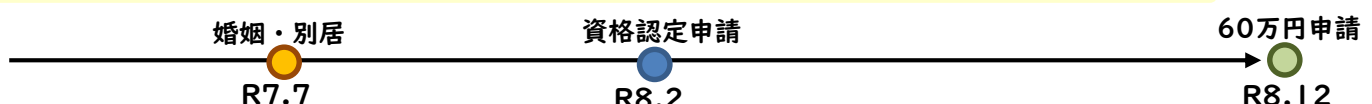


各申請の詳細…P.1「申請の種類」

③上限額に達しないため、令和8年度に継続交付申請をする場合（本申請3回・上限額60万円）



④資格認定申請を行い、令和8年度に本申請をする場合（本申請1回・上限額60万円）



※上記パターンは申請の一例であり、最終的な審査は交付要綱に基づき、提出書類で判断します。

▶申請書類

■本申請（交付申請）

省略 ※1	書類の名称	備考
① ○	<u>戸籍謄本 or 婚姻届受理証明</u> ・婚姻日がR7.1.1～R8.1.31 ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下	・戸籍謄本⇒  詳細はコチラ ・受理証明⇒婚姻届を提出した役場 長野市の場合は、市民窓口課・各支所
② ○	<u>住民票の写し</u> ・対象の住宅に夫婦が同居していること ・世帯全員分の確認ができるもの	長野市役所 市民窓口課・各支所・コンビニ交付 ※コンビニ交付は、マイナンバーカード必須 ※ <u>同意書兼誓約書（様式第2号）</u> において、 <u>同意がある場合は提出の省略可</u>
③ ○	<u>令和7年度 市・県民税課税内容証明書</u> ・1人につき1枚発行（ 夫婦双方提出 ）	令和7年1月1日時点の住所地の役場で取得 長野市の場合は、市民税課・各支所
④ ○	<u>奨学金の返還額がわかる書類</u> ・奨学金返還額証明書（令和6年中） ・通帳の写し、口座の引落履歴、クレカの利用明細等	令和7年の夫婦の所得合計が、500万円を超えており、 奨学金の返還を行っていた場合のみ提出
⑤ ○	<u>対象経費に係る契約書の写し</u>	
	・住居を購入した場合	売買契約書の写し
	・住居を新築した場合	請負契約書の写し
	・住居を賃借している場合	賃貸借契約書の写し 保証委託契約書の写し（初回保証料申請の場合） ※契約書に記載の場合は不要 重要事項説明書の写し（仲介手数料申請の場合）
	・引っ越しした場合	契約書又は見積書 （契約日、契約者、引っ越し元と先の住所、作業内容、 金額の内訳がわかるもの）
⑥	<u>対象経費に係る支出を証明する書類</u>	
	・領収書 ・通帳、口座の引落履歴、クレカの利用明細等	支払日（利用日）、支払者、支出先、内訳、金額が確 認できるもの ※ <u>通帳、口座、クレカの履歴等で申請の場合は、支払 者が確認できるものを併せて提出してください。</u>
⑦	交付申請書（様式第1号）	
⑧	同意書兼誓約書（様式第2号）	
⑨	<u>住宅手当支給証明書（様式第3号）</u> ・1人につき1枚作成（ 夫婦双方提出 ）	・就業先に作成を依頼（1社につき1枚作成） ・申請経費の支払と同期間の証明がされていること ・申請経費の支払と同期間において就業していない場 合は、提出不要
⑩ ○	債権者登録申請書兼口座振替依頼書	申請者と口座名義人は同一である必要があります。
⑪ ○	結婚新生活支援事業に関するアンケート	

※1 継続交付申請の場合、省略欄に○がある書類は提出不要です。（ただし、申請経費が同一区分である場合及び
 従前の申請内容に変更がない場合のみ）

※2 オレンジ色の書類は、長野市ホームページから様式をダウンロードできます。

■資格認定申請

上記表の①～④と資格認定申請書（様式第5号）

②の住民票は長野市内に同居していない状態でも可。詳細はp.1参照



▶申請方法

移住推進課（市役所第一庁舎6階）へ持参又は郵送（消印有効）

▶よくあるご質問等

■要件について

Q. 所得とは何ですか？どうすれば自分の所得がわかりますか？

A. 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」で確認できます。
事業所得がある場合は、「1年間の売上」－「必要経費」（確定申告書等で確認できます。）
申請の際は、提出書類③の市・県民税課税内容証明書により確認します。

Q. 夫婦の一方が外国人ですが、対象になりますか？

A. 日本方式の婚姻であれば対象となります。外国方式の婚姻であっても、戸籍に婚姻事実の記載があれば対象となります。ただし、夫婦双方が外国人である場合は、日本方式の婚姻に限ります。

Q. 婚姻日が期間外です。どうすればいいですか？

A. R6.12.31以前に婚姻した夫婦：申し訳ございませんが、既に受付を終了していますので本補助金は対象になりません。
R8.2.1以降に婚姻予定の夫婦：令和8年度の本制度で対象になる可能性があります。
ただし、来年度の本制度は実施有無を含めて未定です。

■申請費用について

□取得・購入

Q. 建売住宅を購入しました。契約書に土地代購入費が記載されていません。

A. 不動産業者に問い合わせ等していただき、土地購入費に該当する金額を確認してください。

Q. 契約金（頭金）を最初に支払い、残りをローンで支払う場合、対象になりますか？

A. 契約金、ローン費用どちらも対象となります。ただし、ローンに含まれる金利は対象外です。

□賃借

Q. いつの家賃から対象になるかわかりません。

A. P.2「対象となる費用」の賃借の欄をご確認ください。判断が難しい場合は、対象と見込まれる期間の領収書を全てご提出いただければ、審査します。（審査によって対象でないと判断した場合は、申請額から減額しての交付となります。）

□引っ越し

Q. 本申請をした住居から市内の別住居に引っ越ししました。引っ越し費用は対象になりますか？

A. 本補助金の要件を満たせば、引っ越し費用の他、新居に係る経費も対象になります。

□リフォーム

Q. 親と同居している住宅をリフォームします。住宅所有者の名義は父ですが対象になりますか？

A. 実際に夫婦が居住していれば対象となります。ただし、申請経費に係る契約及び支払者は夫婦のどちらか一方である必要があります。

■その他

Q. 申請から振込までどのくらいかかりますか？

A. 書類に不備等が無い場合、およそ1ヶ月～2ヶ月程度です。申請期限間近は申請が集中するため、さらにお時間がかかる可能性がございます。申請書類がそろいましたら、できるだけ早期に申請いただきますよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先・申請窓口

長野市企画政策部移住推進課
長野市マリッジサポートデスク

電話：026-224-8639
メール：marriage-s@city.nagano.lg.jp
住所：〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地

詳細は
コチラ

